

宿泊事業者経営力強化支援事業 審査会設置要領

(設置)

第1条 「宿泊事業者経営力強化支援事業」の円滑な実施を図るため、宿泊事業者経営力強化支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 秋田県観光文化スポーツ部次長

(2) 前号に掲げる者のほか、審査委員長が必要と認める者

2 審査委員長は秋田県観光文化スポーツ部次長をもって充てる。

3 審査委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 審査委員長に事故のあるときは、あらかじめ審査委員長の指名する者がその職務を代理する。

5 審査委員に事故のあるときは、あらかじめ審査委員の指名する者がその職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について処理する。

宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金の審査に関すること。

(審査会の開催等)

第4条 審査会は、審査委員長が招集する。

2 審査会は非公開とし、審査会の出席者は書面及び議事の内容を他に漏らしてはならない。

3 審査委員長は、必要に応じて審査委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことが出来る。

(審査方法等)

第5条 審査委員会は、第3条に定める所掌事項について、別に定める審査要領に基づき、審査を行う。

(事務局)

第6条 事務局を観光文化スポーツ部観光戦略課内に置く。

附 則

本要領は令和6年4月15日から施行する。